

法務大臣 殿

法務省入国管理局審判課 御中

東京入国管理局長 殿

東京入国管理局難民審判部門 御中

申 入 書

2018年12月12日

全能神難民弁護団

弁護士 鈴木 雅子

弁護士 小田川 綾音

ほか

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6

四谷プラザビル4階

TEL 03-5312-4815 FAX 03-5312-4543

いずみ橋法律事務所

第1 はじめに

本書面では、処分庁の要請招集に関する不適切な説明と誤導に対する抗議を申し入れます。また、第4記載の点につき、本書面到達から2週間以内に質問に対する回答を求めます。

第2 事実関係

添付の供述録取書（資料1乃至2）及び報告書（資料3）によれば、2018年11月19日、東京入国管理局において、難民不認定処分の告知を受けた全能神教会を信仰する複数の難民認定申請者は、貴局職員から、審査請求手続きに関して、処分庁の招集を要請すると「不利にな

ります」との説明を受け、「処分庁の招集を要しません」と記載された申出書を交付され、その場にいた申請者らはこの申出書に署名をしました。

第3 抗議

1. 処分庁の招集を要するかどうかについての申出書は、添付資料の通り2種類あります。したがって、説明を受ける当初から、資料4の「招集を要しない」という申出書しか渡さず、資料5の「以下の内容の質問があります」という申出書を渡さないというのは、入国管理局において、明らかに「招集を要しない」という判断をさせようと誤導しているものです。
2. そのうえ、貴局職員は、一人の難民認定申請者から、「選択肢が二つあるもう一枚の紙がありますか？」と聞かれたにもかかわらず、その申出書の存在を秘して回答することもその書類を交付することもせず、申請者に対して、その時点で処分庁招集の意思表示を与える機会を奪っていることは明らかです。
3. さらに、処分庁を招集すると「不利になります」という説明が何度もなされており、当該説明は明らかに虚偽であるほか、処分庁招集の機会を付与することとした改正行政不服審査法の立法趣旨にも反するものです。貴局職員のかかる行為は、審査請求人を欺罔して錯誤に陥らせ、本来、真意に基づいてなされるべき意思表示を妨げて「招集を要しない」という判断をさせたものであり、公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てを行うことを目的とし、権利利益の救済を図るために整備された行政不服審査法第1条の目的に反し、公正で適正な手続きを担うべき公務員の職務義務にも反するものであって、決して許されるものではありません。
4. このことは、仮に、申出の意思に変更があるならば2週間以内

に提出できることを伝えていたとしても、その時点で、処分庁要請の意思表示を行う機会を奪っているのであり、その誤導や違法性が治癒されるものではありません。

第4 要回答事項

上記を踏まえ、以下の事項について、本書面到達から2週間以内にご回答ください。

1. 本件説明を担当した貴局職員は誰ですか。
2. 「処分庁の招集を要しません」と記載された申出書のみを交付し、「以下の内容の質問があります」と記載された申出書を交付しなかった理由は何ですか。
3. 処分庁の招集を行うと「不利になる」と説明した理由は何ですか。
4. 「処分庁の招集を要しません」という申出書のみを交付し、処分庁の招集を行うと「不利になる」と難民認定申請者らに伝えることは、法務省入国管理局の指導ですかそれとも担当者の個別の判断ですか。
5. 当日、複数の者が「処分庁の招集を要しません」という申出書のみを交付され、貴局職員から処分庁の招集を行うと「不利になる」と伝えられたことにより、それを行うと不利になると誤解して、処分庁の招集を要しませんという申出書にサインした結果、公正公平で適正な難民審査請求手続きを受ける権利が侵害されたと考えていますが、これについての、法務省入国管理局の見解はどのようなものですか。
6. この点について、全能神難民弁護団としては、法務省入国管理局と協議を行う必要性を強く感じています。協議の場を設けることについての、法務省入国管理局の見解をお示してください。

以上